

## 学位論文題名

## 15世紀オスマン朝治下のアルバニア

- 課税調査 (タフリール) 台帳の分析を中心に -

## 学位論文内容の要旨

本論文は、オスマン朝がアルバニアにおいて作成した課税調査 (タフリール) 台帳の再検討を通して、オスマン朝初期の課税調査台帳 (タフリール・デフテリ) とティマール制のあり方、そして同制度に基づくオスマン朝の地方支配体制を再考する試みである。

第1章では15世紀のアルバニア中部と南部におけるオスマン朝の征服活動について概観するとともに、ティマール制、課税調査、課税調査台帳の研究史を踏まえ、課税調査台帳に基づくこの地域のティマール制研究の課題と必要性を説いた。オスマン朝は、征服地において課税調査と呼ばれる人口、産物、慣習、法律についての調査をおこない、それに基づき課税調査台帳を作成した。課税調査台帳は、納税者の名前と税額の詳細を記録した明細帳と、知行の分配のみを記録した簡易帳とに大きく分類される。知行は、特定の町や村落の財源に由来する徴税権の集合体であり、主に地方に居住する軍人に俸給として支給されていた。この知行支給に基づく俸給制度を「ティマール制」という。ティマール制は、バルカンとアナトリアを中心とした地域で施行されており、15-16世紀のオスマン朝の地方支配と軍事力を支えており、課税調査と課税調査台帳は、ティマール制を適用、維持する上で不可欠な役割を果たしていた。現存する最も古いオスマン朝の課税調査台帳は、1431-32年に作成されたアルバニアの中部と南部を扱った2冊の簡易帳であり、これらが本稿の基本史料となる。ひとつはアルヴァニド・サンジャクと呼ばれる行政区を扱ったTT1M台帳であり、もうひとつはアルヴァニド・サンジャクに隣接する地域を扱ったMAD231台帳である。

第2章では、課税調査台帳の作成経緯について、16世紀初頭の課税調査台帳とベイレルベイリク簡易会計台帳との比較に基づき検証を加えた。本章は本稿が対象とする時代から外れるが、ここで扱う史料から判明することは、課税調査と課税調査台帳作成の実態に深く関係するものである。まず、これまで年代不明であるため研究者に注目されていなかった、イスタンブルの首相府オスマン文書館所蔵のTT1078台帳とMAD22755台帳を検討した。その結果、これらの史料は、アルバニア南部に存在した「アヴロンヤ・サンジャク」と呼ばれる行政区を扱い、同行政区について作成された簡易帳 (TT94) と明細帳 (TT99) とほぼ同時期の1520年代に作成され、しかも1520年代にバルカンとアナトリアの支配地域のほぼ全域を記録したベイレルベイリク簡易会計台帳のうち、バルカン西部を記録した台帳から脱落したものであることを明らかにした。さらにこれら4史料間の比較、検討を通じて、ベイレルベイリク簡易会計台帳は、課税調査台帳とはその作成目的が異なる史料であることを確認するとともに、簡易帳とベイレルベイリク簡易会計台帳には、明細帳にはない独自の情報が見出されたため、従来の課税調査台帳研究で広く受け容れられていた、明細帳から簡易帳が作成されたとする理解について再検討すべきことを指摘した。

第3章では、TT1M 台帳と MAD231 台帳、そして年代不明であるため今まで研究に利用されてこなかった、首相府オスマン文書館所蔵のアルバニア中部と南部を扱った明細帳 (MAD57) を用いて、知行支給手続き、特に知行支給時に発給された文書とその発給者について考察した。その際、3 史料における課税調査台帳の書式、知行発給手続きとそれに伴い発行された文書類の名称や発行者、君主称号、といった情報に着目、分析した。その結果、MAD57 台帳が 1454-55 年前後の課税調査に基づき、いわば TT1M と MAD231 の両台帳の情報を引き継ぐ形で作成されたことを明らかにするとともに、それに先立つ 1431-32 年の課税調査時に知行保持者が課税調査官に提示した文書には、死亡した君主が発給した認可状が多数見られたが、15 世紀中葉にはそのような事例は皆無となり、発給者および発給される文書も特定の種類と君主に限定されることを論じた。さらに文書で使用される君主の称号は「スルターン (権力者)」ではなく「パーディシャー (帝王)」が用いられるなど、明確な相違が生じている。このような相違は、当時のオスマン朝において君主権力が強化されていくとともに、知行とその保持者への統制が強化されていくという大きな流れの中で生じたものと位置づけることができる。

第4章では、アルヴァニド・サンジャクの行政区分について再検討を試みた。課税調査台帳は TT1M 台帳および MAD231 台帳のいずれも「ヴィラーイェト」単位に記載されているが、TT1M では「ナーヒイェト」と呼ばれる行政区もしくは地域単位にも言及されている。しかしながら、これら2つの行政区もしくは地域単位についての理解は研究者によって異なり、また先行研究では、村落の帰属先への言及に基づき村落とその税収に関する情報の整理や分析が十分におこなわれてきたとは言い難い。そこで TT1M における行政区もしくは地域単位の記載と、15 世紀の他の地域を扱う課税調査台帳における行政区もしくは地域単位への言及など手がかりに、TT1M におけるヴィラーイェトとナーヒイェトのあり方について考察した。その結果、ヴィラーイェトは後代の「軍管区」に準じる軍事行政単位であり、ナーヒイェトは村落の帰属する単位を示して使われていたことが明らかとなった。そのため村落についての情報を整理、分析する際には、ナーヒイェトごとにおこなうべきであるといえよう。またスバシュの出自とイスラーム法官の知行の記載から、この時期にはオスマン朝の地方支配体制を支える人材供給制度が確立していたことが窺えるとともに、スバシュはサンジャク・ベイに従属する立場であることが確認された。

第5章では、イナルジュクとムッタフチエバによる TT1M の共有知行の解釈について再検討した。共有知行とは複数の人物がひとつの知行を保持する形態の知行である。イナルジュクは共有知行を2つに分類したが、その分析はもっぱら課税調査台帳作成時の記録部分における共有知行の記載方法の相違に依拠したものであり、課税調査以前の情報から課税調査後の変更を記録した「書き込み」の記録に至る、全期間の共有知行のあり方を検討したものでないことが、TT1M と MAD231 の共有知行を分析によって判明した。またムッタフチエバは同じ共有知行を保持する保持者同士関係に血縁的繋がりが無いことを TT1M に基づき指摘したが、本稿において TT1M と MAD231 を検討したところ、実際には親類同士で知行を共有する事例はもちろん、アナトリアの反乱地域から強制移住されて来た者同士が保持するなど、地縁的繋がりが見られる事例も多数含まれていることが明らかになった。そのため知行とその保持者の分析の際には、保持者の出自、任務、人間関係にいたるまでの様々な情報をそれぞれ関連づけて検討することが不可欠となる。

以上、本論文においては、アルバニアの中部と南部で作成された 15-16 世紀の課税調査台帳の綿密な分析に基づき、オスマン朝下の課税調査台帳そのものに対する理解や、知行とその保持者、地方行政区分など、アルバニアにおけるオスマン朝支配体制とティマール制の制度史研究に関して種々の新しい見解を提示した。

# 学位論文審査の要旨

主 査 准教授 守 川 知 子  
副 査 教 授 三 木 聰  
副 査 教 授 太 田 敬 子  
副 査 准教授 高 松 洋 一 (東京外国語大学)

## 学位論文題名

### 15世紀オスマン朝治下のアルバニア

#### －課税調査（タフリール）台帳の分析を中心に－

本論文は、オスマン朝治下のアルバニアについて、15-16世紀の課税調査（タフリール）台帳を分析することにより、その地方支配の実態に迫ろうとするものである。

第1章では、オスマン朝のアルバニア支配を概観し、同朝の地方支配の根幹をなす「ティマール制」とその際に行われた課税調査（タフリール）について先行研究を整理し、さらに、調査時に作成される台帳（タフリール・デフテリ）について、特に、現存する最古の調査台帳となるアルヴァニド・サンジャク（アルバニア軍管区）の調査台帳の史料価値について論じた。第2章では、これまで断片的で年代不明であるため注目されなかった二つの台帳（TT1078 と MAD22755）を扱い、これらの史料が本来は一体のものであり、アルバニア南部の「アヴロンヤ・サンジャク」に関するベイレルベイリク簡易会計台帳の一部をそれぞれ構成することを明らかにした。また、1520年作成の同地域の二種の課税調査台帳、すなわち簡易帳 TT94 および明細帳 TT99 と、これらの会計台帳とを比較検討し、その相互関係を論じることにより、調査時の台帳作成過程が具体的に明らかにされた。第3章では、オスマン朝で作成された最古の課税調査台帳2点を取り上げ、アルバニアにおける知行支給手続きの実態を解明した。第4章では、アルヴァニド・サンジャクの行政区分に関し、調査台帳に現れる「ヴィラーイェト」と「ナーヒイェト」という行政単位に着目して再検討を試みた。第5章では、通常は一個人に授与されるべき知行を複数で共有するという、15世紀のアルバニア地域で広くみられた「共有知行制」という特殊な知行形態に着目し、その特殊性と存在意義について考察がなされた。また、A4版で166ページにおよぶ史料篇では、未公開であった課税調査台帳 MAD231（首相府オスマン文書館所蔵）を現代トルコ語表記に校訂し、人名、地名、役職・用語の索引を付している。

本論文の第一の研究成果は、二つの断片的な台帳の記載内容が相互補完関係にあることを実証し、「アヴロンヤ・サンジャク」に関するベイレルベイリク簡易会計台帳を発見したことにある。一連のベイレルベイリク簡易会計台帳は、オスマン朝の地方支配を知る上での最重要史料として、現在トルコ共和国で刊行が進んでいるが、これまでアルバニア地域に関しては、その存在が全く知られていなかった。本論文はこの欠落を埋める大きな発見をなしたと言える。また第二の成果は、明細帳と簡易帳という二つのタイプの課税調査台帳の相互比較することにより、課税調査時

の台帳作成において、明細帳から簡易帳が作られるという通説の誤りを正したことである。本論文では、調査時の草稿等をもとに、明細帳と簡易帳は別々に作られるという作成過程が明らかにされたが、アルバニア地域のみならず、オスマン支配下の他の地方にも敷衍する課税調査にかかる史料群について、それらの情報の「質」が異なることを再定義した意義は大きい。第三の成果は、15世紀のアルバニアを例に、知行の発給には地方行政官による推挙の文書とともに、君主からの勅許状が必要とされることを明らかにした点にある。また合わせて勅許状の発給者である君主の称号が、15世紀の半ばを境に「スルターン」から「パーディシャー」に変化したことも明らかにされたが、これは、ビザンツ帝国を滅亡させてコンスタンティノープルを新たに首都としたこの時期のオスマン朝の支配体制と王権概念の変化を考える上で大きな示唆を与えるものである。このように本論文は従来全く知られていなかった史料を発掘し、その正確な位置づけを行うことを通じて、オスマン朝の制度史研究上、いくつもの新たな知見をもたらした。史料篇における校訂作業もまた、一冊の課税調査台帳を完全に校訂したという点で、国内で最初の業績と評価できる。

本論文は、通説化していた先行研究の問題点を丁寧に洗い出し、それらに対して、一次史料を精読することにより一つずつ反証を加え、新たな結論を導き出した点が高く評価される。一方で、本論文はややもすると史料論および制度論に傾くきらいがあり、史料から明らかになった事実を再構成して一つの歴史像を描くと言う点では若干の物足りなさがあったことも否めない。しかしながら、一次史料にきわめて乏しい15世紀のオスマン朝史において、アルバニアという一つの地域に沈潜し、徹底的に文書館で史料を博捜することによって数々の知見をもたらした本論文は、研究史上、一定の貢献をなしたと評価することができる。以上の審査結果から、本審査委員会は本論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであるとの結論に達した。